

# 保険かわら版

## 【医科】生活習慣病管理料(Ⅰ)・(Ⅱ)

**Q1.**生活習慣病管理料(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定する患者に対し、以下の点数は算定できるか。

- ①療養費同意書交付料
- ②傷病手当金意見書交付料
- ③在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料
- ④在宅酸素療法指導管理料
- ⑤在宅自己注射指導管理料

**A1.**①②算定できない。

③④算定できる。

⑤糖尿病を主病とする場合であって在宅自己注射指導管理料を算定する場合は、生活習慣病管理料は算定できない。なお、高血圧症又は脂質異常症を主病として生活習慣病管理料を算定する場合には、在宅自己注射指導管理料を併

せて算定することができる。

**Q2.**診療情報提供料(Ⅰ)(250点)は、生活習慣病管理料(Ⅰ)又は(Ⅱ)と併算定できるか。

**A2.**生活習慣病管理料(Ⅱ)の場合は併算定できるが、管理料(Ⅰ)の場合は診療情報提供料は包括されているため併算定はできない。

**Q3.**高血圧症で生活習慣病管理料を算定する患者について、胃癌(確定)のための腫瘍マーカー検査を行った場合は、生活習慣病管理料と悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定することはできるか。

**A3.**算定できない。生活習慣病管理料(Ⅰ)・(Ⅱ)には悪性腫瘍特異物質治療管理料が包括されているため同月に算定することはできない。また、悪性腫瘍の確定診断後の患者については、原則として腫瘍マーカー検査を出来高

で算定することもできない。

なお、高血圧症、糖尿病、脂質異常症のいずれかの診断がされている患者であっても、悪性腫瘍を主病として管理している場合は、特定疾患療養管理料の対象となるため、特定疾患療養管理料と悪性腫瘍特異物質治療管理料を同月算定することは可能となる。

**Q4.**訪問診療を行っている患者に対しても生活習慣病管理料は算定できるか。

**A4.**算定できる。ただし、在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料、在宅がん医療総合診療料には、生活習慣病管理料が包括されるため、これらの管理料や診療料を算定する患者については算定できない。

**Q5.**やむを得ない事情で患者本人が来院せず、家族のみが受診し、療養計画書作成・説明・同意を得て署名を受けた場合でも、生活習慣病管理料は算定できるか。

**A5.**算定できない。特定疾患療養管理料については、「診察に基づき計画的な診療計画を立てている場合であって、必要やむを得ない場合に、看護に当たっている家族等を通して療養上の管理を行ったときにおいても特定疾患療養管理料を算定できる」との通知があるが、生活習慣病管理料においてはそのような記載はないため、家族のみの受診の場合は算定要件を満たさない。

## 共済だより

### グループ保険の配当金について

長野県保険医協会が運営する「グループ保険」は毎年8月1日から翌年7月31日までの1年毎に収支計算を行い、剰余金が発生した場合には配当金として加入者の先生方にお返ししています。2023年度(2023年8月1日~2024年7月31日)につきましては、死亡者2名の保険金支払総額が2千万円となり、最終的には配当率が48.8987%に確定しました。送金事務手数料等(千円)を差し引いたうえで、10月15日に県保険医協会より引落口座へ送金を予定しております。「配当金送金のご案内」を生命保険料控除証明書と合わせて後日送付致します。ご確認ください。

## 原稿募集

医療・社会保障全般、時局での論評や意見、学会報告、書評、趣味、写真など幅広く原稿を募集！★原稿等は1面「題字」左の本紙発行元まで各種通信手段で。掲載分については図書カード2千円分を贈呈。

2. 北信越ブロック会議について、能登半島地震に関する項目を前段で行ってはどうかとの意見が出され、北信越ブロック事務局長会議で確認することとした。

### 三、その他

新型コロナワクチンの副反応に関する講演会を福島雅典京大名誉教授を招いて実施することを確認。

### <報告・承認事項>

1. 7月度理事会の議事要録を承認。
2. 7月~8月会務報告を承認。
3. 6月度会計報告を承認。2023年度決算報告を承認。
4. 共済普及について、春のグループ保険及び保険医年金の普及結果を報告、秋の年金普及計画を承認。
5. 民医連からの団体署名協力依頼に協力することを承認。
6. 医科新規個別指導対策講習会の案内を承認。
7. パート職員の時給を長野県の最低賃金引き上げに伴い10月より1,000円から1,050円に変更することを承認。
8. 介護改善運動交流集会について…社保協主催で9月29日に実施予定で会員に案内することを承認。

## 活動日誌

- 8/31-9/1 保団連歯科社保部会、政策部会
- 9/1 保団連医科歯科合同部会、医科部会
- 9/3 記者会見(高齢者施設等アンケート調査)
- 9/5 北信越ブロック事務局長会議
- 9/6 社保協事務局会議、福祉医療改善をすすめる会
- 9/7 保団連歯科理事会議
- 9/8 保団連理事会
- 9/13 社保協国保部会
- 9/17 正副会長会議
- 9/22-23 保団連医療研
- 9/23 新規個別指導対策講習会(医科)
- 9/24 保団連北信越ブロック事務局担当者会議(医科・歯科)、理事会
- 9/25 「保険でより良い歯科医療を」長野連絡会事務局会議

### 長野県保険医協会の会員数

1,318名(医科739名、歯科579名)  
9月1日現在

## 経営 税務



## 電話相談

県保険医協会の「税務・経営電話相談」は、顧問税理士の土屋信行氏により、次の通り実施しています。

### ◆平日の受付時間

10:00~12:00、13:00~16:00

### ◆受付電話 0269-33-3265

(しらかば会計事務所)

なお、土屋税理士(写真)が不在の場合は

会員である旨と連絡先を伝言下さい。改めて税理士の方から連絡を致します。



## 理事会便り

### 8/27 理事会の決定事項

長野会場と各理事宅を結ぶWeb会議にて開催。19:30~21:00出席役員:宮沢会長、池上、市川、奥山、林(春)、三田各副会長、金、原、布山、降旗、丸山(康)、山崎、米田各理事、議長:林副会長

### <協議事項>

#### 一、医療運動課題

1. 保険証廃止問題や政治情勢などを保団連資料や新聞記事などから報告。先発品と後発品の適応の違いによる審査の問題について、来月の理事会で改めて協議することとした。

2. 健康保険証廃止、マイナ保険証に

### 保険医療機関の新規動向

関東信越厚生局のホームページで公開の保険医療機関指定状況から長野事務所関係の医科と歯科の新規指定分(開設管理者の交代や遡及、移動等を除く)を紹介している。8/1~8/31間は医科2件、歯科0件。(氏名敬称略)

について…マイナトラブル調査第4弾を実施することを確認。資格確認書アンケートについて来年改めて実施したらどうかとの意見が出された。◆署名ハガキつきリーフと保険証を使いたいシールについて、請願署名と合わせて会員に案内することを確認。◆高齢者施設等アンケート結果について9月3日14:30より県庁会見場にて記者発表することを報告。◆自治体意見書採択の運動について、可能な限り不採択の市町村に対して改めて現行の健康保険証を残す意見書を国にあげてほしいという内容の陳情の提出を行っていることを報告。

3. 歯科技工所アンケートを8月下旬に実施し、中間報告をもって10月中旬頃に長野県歯科技工士会と懇談することを確認。

4. 医科診療報酬改定アンケートについて、今次改定での診療報酬収入への影響に関する項目を追加したうえで実施することを確認。

#### 二、保団連、北信越ブロック会議

1. 代議員会について参加者から報告。

医療機関名称	診療科名	郵便番号	医療機関所在地	電話	開設者・管理者	従事	病床	指定日
A Y A 乳腺クリニック	乳腺外科 甲状腺内科 外	384-0301	佐久市白田 1208-10	0267-77-7565	半田 喜美也	1	無	令和6年9月1日
はれのひ耳鼻咽喉科クリニック	耳い 小児耳鼻咽喉科 アレ 頭頸部外科	399-8205	安曇野市豊科 4946-4	0263-31-6647	宮嶋 宏樹	1	無	令和6年9月1日

\*1 診療科名は略記載。 \*2 開設者が個人の場合は開設・管理者は同一。 \*3 従事の形態で病院・診療所は医師数、歯科併設は区分明記、歯科診療所は歯科医師数。 \*4 指定期間は指定日より6年。